

下水道使用料の使いみち

下水道課 ☎63-1231

町では、昭和60年から下水道による汚水の浄化を開始し、現在、市街地はもとよりその周辺部まで整備が進み、千歳川や新崎川の水質が向上したほか、住民の皆さんの生活環境が改善されています。

下水道を使用している皆さんに納めていただいた使用料は、汚水を浄化する処理場の維持管理費や建設費の返済の一部に使われていますが、下水道使用料をお支払いいただけないと、下水道事業の経営に支障をきたします。

将来にわたり、湯河原町の大切な海や川を守り、子供や孫の世代に引き継ぐためにも、下水道の役割をご理解いただき、使用料の納付にご協力をお願いします。

また、下水道使用料のお支払方法や口座振替の手続など、ご不明な点がありましたら、下水道課までご連絡ください。

住宅用太陽光発電設備設置補助金について

環境課 内線552

町では、環境にやさしい自然エネルギーの有効活用及び地球温暖化防止対策を推進するため、住宅用太陽光発電設備を設置した方に、1kwあたり4万円、上限8万円を補助しています。

また、国では、本年1月13日から住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金制度（1kwあたり7万円）を開始しています。申請窓口は、社団法人神奈川県土地建物保全協会（☎045-201-9964）になりますので、直接お問い合わせをお願いします。

さらに、県でも本年4月から住宅用太陽光発電設備補助制度を開始する予定です。

※なお、住宅用太陽光発電設備設置補助金には、補助要件などがありますので、施工前に、環境課へお問い合わせください。

ヘルシープラザ利用案内

ヘルシープラザ ☎(62)1333

4月からヘルシープラザの利用時間と使用料が変わります

ヘルシープラザの体育室と多目的室の団体利用の時間と使用料を次のとおり、2時間ごとの6区分に変更します。なお、個人利用の使用料やロッカー使用料などの変更はありません。

団体利用使用料

種別		時間区分	9:00～	11:00～	13:00～	15:00～	17:00～	19:00～
			11:00	13:00	15:00	17:00	19:00	21:00
体育室	町内の者	3分の1	300円	300円	300円	300円	600円	600円
		3分の2	600円	600円	600円	600円	1,200円	1,200円
		全室	900円	900円	900円	900円	1,800円	1,800円
	町外の者	3分の1	600円	600円	600円	600円	1,200円	1,200円
		3分の2	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円
		全室	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円
多目的室	町内の者	3分の1	200円	200円	200円	200円	400円	400円
		3分の2	400円	400円	400円	400円	800円	800円
		全室	600円	600円	600円	600円	1,200円	1,200円
	町外の者	3分の1	400円	400円	400円	400円	800円	800円
		3分の2	800円	800円	800円	800円	1,600円	1,600円
		全室	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円

★3月分の団体利用受付について

2月10日(火)9:00からヘルシープラザ受付で申込みを受付けます。料金を添えてお申し込みください。(9:00申込み時点で重複の場合は抽選となります。)

★2月の休館日

2・9・12・16・23日

★団体利用・個人利用を希望される皆様へ～

団体予約の開始日は従来通り、前月の10日(休館日の場合は翌開館日)から予約開始となりますが、受け付けは使用希望日の1週間前(同曜日)までとします。

このシステムにより、個人利用の方々に1週間前から利用可能な日時をお知らせすることができます。

注意事項

- ・ 館内は土足厳禁です。必ず室内専用運動靴をお持ちください。
- ・ ご利用の際の服装は、トレーニングウェアなど、動きやすい服を着用してください。